



第3回医療関係職種の安定的な養成・確保に関する検討会 御説明資料

令和8年7月6日(月)

文部科学省総合教育政策局

生涯学習推進課専修学校教育振興室

専修学校制度の概要

専修学校の現状

◆ 専修学校の特徴

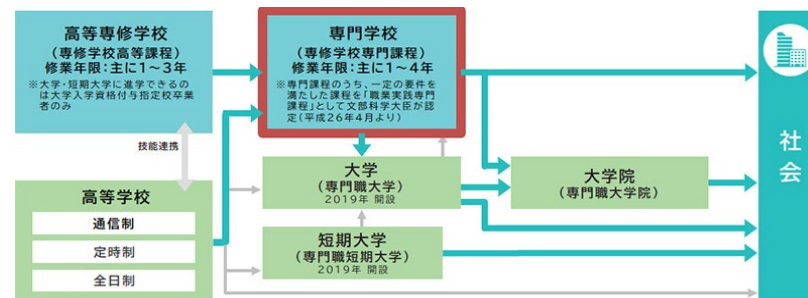
- ✓ 社会の変化に即応した**実践的な職業教育機関**。また、修業年限や教員構成などが大学に比べて自由度が高い。
- ✓ 各種国家資格の指定養成施設。人手不足の業界に対し、エッセンシャルワーカーを輩出。(30以上の国家資格の学歴要件。看護師、介護士、理学療法士、自動車整備士、理容師・美容師、調理師などの多くを輩出)
- ✓ 大学等に比べ、**卒業生の地域への就職率が高い**。

○ 専修学校の現状

※学校数の総計は、それぞれの課程の重複を除く。

区分	学校数	生徒数
高等課程	370校	32,239人
専門課程	2,658校	569,107人
一般課程	124校	20,280人
総計	※ 2,975校	621,626人

◆ 専修学校の制度的位置づけ



○ 他の高等教育機関との比較

※進学率はそれぞれ高等教育機関への入学者に占める割合。
※大学、短期大学への進学率はそれぞれ学部、本科への進学率。

区分	専修学校 専門課程	大学	短期大学
進学率	23.1%	58.6%	2.7%

出典：令和7年度学校基本統計（令和7年12月26日現在）

最近のトピック

○ 人材育成分科会

- ・人材育成分科会等を踏まえた検討（地域で必要な人材の育成に向けた専門学校への教育の質向上を図る取組への支援等）

○ 職業実践専門課程の推進

- ・専門学校のうち、企業等と密接に連携して実践的な職業教育に取り組む学科を**文部科学大臣が認定**
- ・平成25年度に制度化。認定率約4割（1,123校/2,676校）（R7.3月）
- ・令和4年度より職業実践専門課程認定校に係る都道府県補助に対し、**特別交付税措置**
- ・認定要件の明確化等により**更なる取組の充実・質の向上**を図る。

○ 教育の質の向上

- ・**学校教育法の改正（R8.4.1～施行）を踏まえた対応（専門課程の単位制への移行、第三者評価の努力義務化、専攻科制度の導入等）** など
- ・**学校評価の推進支援（R8：112百万円）**
評価団体等の新規立ち上げ支援等
評価団体等向け評価者研修の実施
学校の評価担当者向け研修の実施 等

○ その他

留学生の受入れ

- 高等教育機関への留学生のうち、専門学校生の割合は約**23%**（76,402人/336,708人 R6年度）
- 卒業生の国内定着・就職支援
→ 「**外国人留学生キャリア形成促進プログラム**」認定制度による在留資格切替の円滑化（法務省と連携）

専門学校における外国人留学生の在籍管理

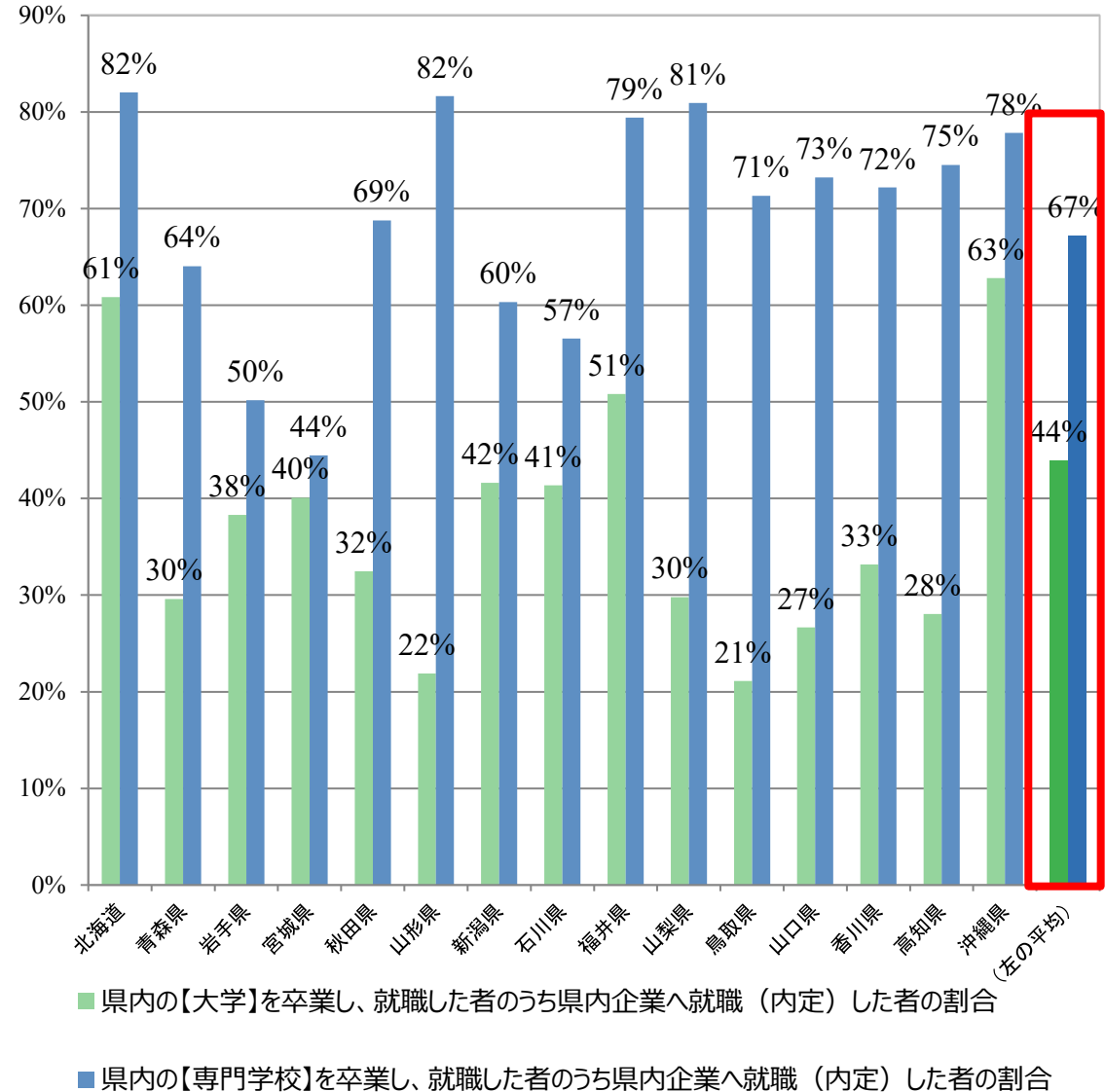
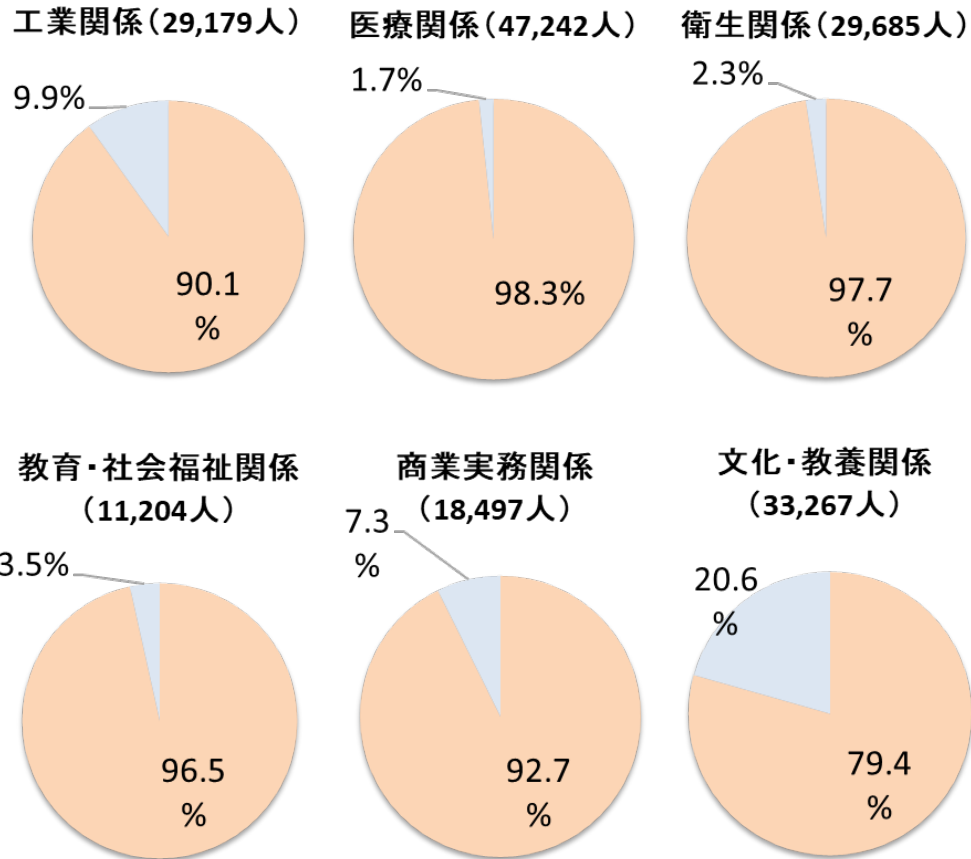
所轄庁と連携し定期的な調査を実施

高等専修学校の振興

私立高等専修学校への都道府県補助に対する特別交付税措置
高等専修学校におけるDX人材育成事業

専門学校卒業生における就職先・地元就職の状況

● 専門学校修了者は、学んだ分野に就職する割合が高く、また地元就職の割合が高い。

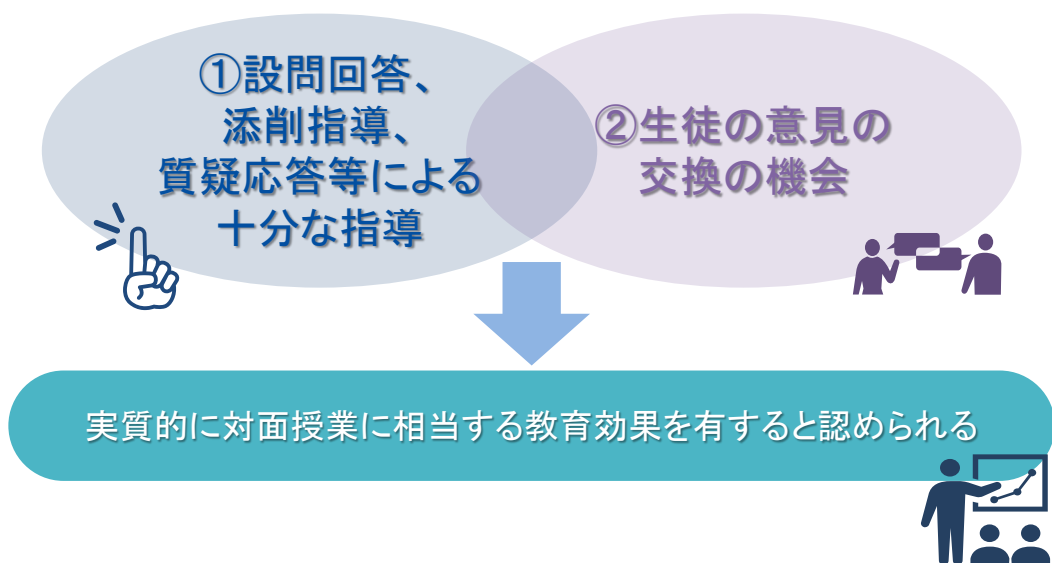


【出典】：文部科学省「令和7年度学校基本調査」

令和7年3月卒業生の状況
 【出典】文部科学省専修学校教育振興室調べ（各県の労働局発表の就職内定状況調査より作成）

■ 遠隔授業の定義について

- 通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、専修学校において、対面授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。
- 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室又はこれに準ずる場所（専修学校設置基準第十四条の規定により授業科目を履修させる場合においては、企業の会議室等の職場又は住居に近い場所を含む。）において履修させるもの。
- 毎回の授業の実施に当たって設問解答、添削指導、質疑応答等による指導を併せ行うものであって、かつ、当該授業に関する生徒の意見の交換の機会が確保されているもの。
(令和四年文部科学省告示第九十八号より)



● 同時双方向型の場合

授業の実施中に左記①②を行うことにより、実質的に対面授業に相当する教育効果が担保できているといえるのであれば、授業の終了後すみやかに①②の実施を求めることは必ずしも必要ではない。

● オンデマンド型の場合

授業配信中に左記①②を実施することが困難であることから、対面授業に相当する教育効果を担保するため、**授業の終了後すみやかに①②の実施を求めることが必要。**

参考：https://www.mext.go.jp/a_menu/shougai/senshuu/20220621-mxt_ope01-2.pdf

(学校教育法施行規則及び専修学校設置基準の一部を改正する省令等の施行等について(令和4年6月20日))

■ 授業の方法について

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（授業の方法）

第十三条 専修学校は、文部科学大臣が別に定めるところにより、授業を、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

2 専修学校の高等課程又は一般課程にあつては、前項の授業の方法による授業科目の履修は、**専修学校の全課程の修了に必要な総授業時数のうち四分の三を超えないものとする。**

3 専修学校の専門課程にあつては、第一項の授業の方法により修得する単位数は、**専修学校の全課程の修了に必要な総単位数のうち四分の三を超えないものとする。**

遠隔授業を行う場合の留意点

遠隔授業を行う場合であっても、生徒数または課程に応じ、授業の履修に必要な教室（講義室、演習室、実習室）の設置や教員の配置などの要件を満たす必要がある。

（専修学校設置基準第46条、第51条より）

多様なメディアとは

ZOOM、Webexのような同時双方向性のメディアから、DVD等録画されたものの配信（オンデマンド）まで可能。

注意！

オンデマンド型で授業をする場合においては、

- ①設問回答、添削指導、質疑応答等による十分な指導
- ②生徒の意見の交換の機会

上記2つを授業中に行うことは難しいと考えられるため、対面授業に相当する教育効果を担保するため、**授業の終了後すみやかに①②の実施を求めることが必要**である。

教室等以外の場所とは

スタジオ、研究室、会議室、自宅等が含まれる。

→この際に教員も自宅から配信可（つまり目の前に生徒が不在でも問題ない）。

- ①生徒の通信環境に留意（事前に生徒等にアンケートなどで調査・協力）
- ②教育の質保証の観点から、生徒数は40名以内が原則
- ③質問や生徒による意見交換の機会の確保により対面と同等の効果



他クラス合同等で遠隔授業は可能なのか

→Aクラスで対面、B、Cクラスで遠隔授業のような形も可能。

しかし、配信先の教室等に生徒の質問等に対応可能な人員（教員等）を配置する等して、生徒の学習状況の把握等を行えるようにするため、対面授業に相当する状況の維持に留意する必要がある。

（専修学校設置基準にて生徒数について定めているところだが、これは、一人の教員等が生徒一人一人の学習状況を見ることが可能な人数規模から考えられている）

■ 通信制学科について

- 通信制の学科における授業は、**印刷教材その他これに準ずる教材を送付若しくは指定し、又はその内容をインターネットその他の高度情報通信ネットワークを通じて提供し、主としてこれらにより学修させる授業と対面授業との併用**により行うもの。
- 修了要件
 - ・ **高等課程又は一般課程**：1 3 単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が2 3 単位を下回る場合にあつては、2 3 単位）
 - ・ **専門課程**：1 7 単位に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た単位数（当該単位数が3 1 単位を下回る場合にあつては、3 1 単位）
 - ・ 1 2 0 単位時間に当該通信制の学科の修業年限の年数に相当する数を乗じて得た授業時数以上の対面授業を履修すること
- 対面授業・・・対面により行う実習、実技、実験、演習又は講義の授業

専修学校設置基準（昭和五十一年文部省令第二号）（抄）

（通信制の学科における添削等のための組織等）

第三十二条 通信制の学科を置く専修学校は、添削等による指導及び教育相談を円滑に処理するため、適当な組織等を設けるものとする。

（主たる校地から遠く隔たつた場所に設けられる施設における指導の体制等）

第三十三条 通信制の学科を置く専修学校は、主たる校地から遠く隔たつた場所に面接による指導を行うための施設を設ける場合には、主たる校地において指導を行う教員組織との連携を図りつつ、当該施設における指導を適切に行うための体制を整えるものとする。この場合において、当該施設は、主たる校地の所在する都道府県の区域内に置かなければならない。

※面接指導を行うための施設（サテライト施設）について

校舎に該当するため、専修学校設置基準における要件を満たし、また、所轄庁の範囲内に設置する必要がある。なお、必ずしも自己所有である必要はないが、他の学校等に委託は不可。

専修学校における事例①

一歯科衛生士・歯科技工士の育成一

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（第38回）
（令和8年3月10日）河原成紀氏提出資料を文部科学省にて加工

① 愛媛県立専門学校からの の事業継承

愛媛県砥部町で、歯科衛生士・歯科技工士の育成を担ってきた愛媛県立歯科技術専門学校が平成22年3月をもって閉校。

閉校にあたって愛媛県歯科医師会から歯科医療人材養成施設設置の要請があり、河原医療大学校内に歯科衛生学科・歯科技工学科を設置するとともに、旧愛媛県立歯科技術専門学校教員の再雇用受け皿に。



② 愛媛県歯科衛生士修学支 援制度の発足

愛媛県下の歯科衛生士不足を受け、河原医療大学校の提案により、愛媛県と愛媛県歯科医師会が協議し、愛媛県から在学3年間で奨学金126万円を貸与する歯科衛生士修学支援制度が平成28年度に発足（卒業後県内歯科医院に3年以上勤務で返済を免除）。

併せて地上波放送と県内全高校へのパンフレット配布等による積極的な広報施策を展開し、制度開始後松山市内の専門学校歯科衛生学科の定員充足率には顕著な改善が見られるようになった。

また、これまで制度利用者の全員が県内歯科医院に就職しており、地域定着の面でも成果が確認されている。

③ 新居浜市内に歯科衛生 士育成の地域拠点開設

愛媛県新居浜市および周辺地域においては依然として歯科衛生士の不足が課題となっていた。

愛媛県歯科医師会をはじめとする東予圏域の関係団体および新居浜市からの強い要望を受け、愛媛県地域医療介護総合確保基金を活用するとともに、愛媛県歯科医師会からの寄付を開設資金の一部として、本学既存校舎の改修等の整備を実施。

河原医療大学校新居浜校内に令和3年4月、入学定員24名の歯科衛生学科を開設。

専修学校における事例②

一歯科衛生士・歯科技工士の育成一

専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議（第38回）
（令和8年3月10日）河原成紀氏提出資料を文部科学省にて加工

④地域介護施設との連携による介護人材確保

入学者減に悩む河原医療福祉専門学校介護福祉科と、慢性的な人手不足の県内介護施設が連携し、学生・人材確保をはかるため、在学中の経済支援と卒業後の就業継続を一体的に設計した「**介護福祉士施設奨学金制度**」を導入。

在学中2年間で90万円の奨学金を施設より貸与、卒業後当該施設に5年以上勤務で返済を免除する。この制度により留学生入学も促進され、留学生入学者（N4～N3レベル）は、令和元年度3名、2年度13名、3年度18名、4年度8名、5年度6名、6年度18名、7年度16名、8年度約25名（予定）と推移し、新型コロナウイルス蔓延期を除いておおむね増加傾向にある。

なお卒業時の国家試験合格率は、近年50%～86%。

⑤愛媛県・松山空港関係企業団体との連携

松山空港では国際線拡充とインバウンド対応の強化のため多言語対応可能なグランドハンドリング人材の確保が急務の状況のところ、愛媛県からの要請を受け、**河原外語観光・製菓専門学校、松山空港利用促進協議会（会長中村県知事）及びANAエアサービス松山等**の間で連携協定を締結。

愛媛県から毎年1,000万円の資金支援を受け、それを「**学生向け給付型奨学金**」に充てる。

令和8年度4月、**日本語学校卒留学生を受け入れるエアライン・観光科（1年制 留学生対応）**を開設する。今後グランドハンドリング人材育成とともに留学生の地域定着を図る。



日本成長戦略会議



経済財政諮問会議

17の戦略分野における官民連携での危機管理投資・成長投資の促進

分野横断的課題への対応

新設 戦略分野分科会 1月～
(分科会長：副長官(衆)、分科会長代理：副長官補(内政)、関係省庁局長級)

①【新技術立国・競争力強化】 **産業構造審議会** 1月～
◎経産大臣 **経済産業政策新機軸部会等**
・関係省庁(内閣府(科技)、文科) ・有識者13名

②【人材育成】 **新設 人材育成分科会** 1月～
◎文科大臣
・関係省庁(内閣府(科技)、総務、厚労、経産) ・有識者4名+テーマごとに2名

③【スタートアップ】 **新設 スタートアップ政策推進分科会** 1月～
◎スタートアップ大臣、内閣府副大臣、内閣府政務官(スタートアップ・金融)、経産副大臣
・関係省庁(内閣官房(GSC室)、内閣府(科技、規制)、金融、デジタル、総務、文科、厚労、農水、経産、国交、環境、防衛) ・有識者10名

④【金融】 **新設 新戦略策定のための** 1月～
◎金融大臣、副長官(衆) **資産運用立国推進分科会**
・関係省庁(金融、総務、法務、財務、文科、厚労、経産) ・有識者10名

⑤【労働市場改革】 **新設 労働市場改革分科会** 1月～
◎厚労大臣
・関係省庁(内閣官房(成長戦略)、内閣府(規制)、経産省、国交省、文科省) ・有識者11名

⑥【家事等の負担軽減】 **新設 家事等の負担軽減に資するサービスの** 1月～
◎日本成長戦略大臣 **利用促進に関する関係府省連絡会議**
副長官補(内政)、関係省庁(内閣官房(成長戦略)、こ家、厚労、経産)
子ども家庭審議会子ども・子育て支援分科会、労働政策審議会人材開発分科会、労働政策審議会雇用環境・均等分科会等でも議論

⑦【賃上げ環境整備】 **政労使の意見交換** 11月～
◎賃上げ環境整備大臣
再編 賃上げに向けた中小企業等の活力向上に関するWG
(副長官(参)ヘッド、内閣官房副長官補(内政)、内閣官房(補室(審議官級)、成長戦略、地域未来)、警察、金融、総務、財務、国税、文科、厚労、農水、経産、中企、国交、環境)
中小企業政策審議会、労働政策審議会でも議論

⑧【サイバーセキュリティ】 **サイバーセキュリティ推進専門家会議** 2月～
◎サイバー安全保障大臣(出席)
・関係省庁(内閣府(サイバー)、警察、総務、文科、経産、防衛) ・有識者18名

① **AI・半導体** ◎人工知能戦略大臣 ◎経産大臣
新設 AI・半導体WG 1月～
・関係省庁(NSS、警察、金融、デジタル、総務、外務、文科、厚労、農水、国交、環境、防衛) ・有識者9名

② **造船** ◎国交大臣 ◎経済安全保障大臣
新設 造船WG 1月～
・関係省庁(NSS、内閣府(科技)、入管、外務、文科、経産、環境、装備) ・有識者7名

③ **量子** ◎科技政策大臣
新設 量子WG 1月～
・関係省庁(総務(政務)、外務、文科(政務)、経産(政務)、防衛) ・有識者7名

④ **合成生物学・バイオ** ◎経産大臣
新設 合成生物学・バイオWG 1月～
・関係省庁(内閣府(科技、健康医療)、文科、厚労、農水、国交) ・有識者12名

⑤ **航空・宇宙** ◎経済安全保障大臣
新設 航空・宇宙WG 1月～
・関係省庁(内閣府(宇宙)、総務、文科、経産、国交、防衛) ・有識者10名

⑥ **デジタル・サイバーセキュリティ** ◎経産大臣 ◎デジタル大臣
新設 デジタル・サイバーセキュリティWG 1月～
・関係省庁(総務、文科、厚労) ・有識者11名

⑦ **コンテンツ** ◎CJ戦略大臣
新設 コンテンツ産業官民協議会 1月～
・関係省庁(公取(審議官級)、総務、外務、文科、経産) ・有識者15名

⑧ **フードテック** ◎農水大臣
新設 フードテックWG 12月～
・関係省庁(経産) ・有識者7名

⑨ **資源・エネルギー安全保障・GX** ◎経産大臣(出席)
GX実現に向けた専門家WG 1月～
・関係省庁(外務、財務、経産、環境) ・有識者7名

⑩ **防災・国土強靱化** ◎国土強靱化大臣(出席) 防災大臣(出席)
国土強靱化推進会議 2月～
・関係省庁(内閣府(防災)、総務、厚労、エネ、国交) ・有識者19名

⑪ **創薬・先端医療** ◎科技政策大臣 ◎デジタル大臣
新設 創薬・先端医療WG 1月～
・関係省庁(文科、厚労、経産(いずれも政務)) ・有識者10名

⑫ **フュージョンエネルギー** ◎科技政策大臣
新設 フュージョンエネルギーWG 1月～
・関係省庁(文科、経産、規制(部長級)) ・有識者7名

⑬ **マテリアル(重要鉱物・部素材)** ◎経産大臣(出席)
産業構造審議会 製造産業分科会 2月～
・関係省庁(内閣府(科技)、外務、文科、環境) ・有識者15名

⑭ **港湾ロジスティクス** ◎国交大臣
新設 港湾ロジスティクスWG 1月～
・関係省庁(サイバー統括室、財務、経産) ・有識者9名

⑮ **防衛産業** ◎経産大臣 ◎防衛大臣
新設 防衛産業WG 1月～
・関係省庁(NSS(審議官級)) ・有識者18名

⑯ **情報通信** ◎総務大臣
新設 情報通信成長戦略官民協議会 1月～
・関係省庁(経産、防衛) ・有識者12名

⑰ **海洋** ◎海洋政策大臣
新設 海洋WG 1月～
・関係省庁(NSS、内閣府(科技、宇宙)、外務、文科、水産、経産、国交、海保、環境、防衛) ・有識者10名

③高度化する技術や新しい知識・技能への対応や地域の社会・産業基盤を支える実践的職業人材の育成

※労働市場改革分科会と連携

- (a) 17の戦略分野など成長分野のニーズに対応したり・スキリング推進のため、大学等における社会人のための教育プログラムの開発や全学的な体制整備と収益化の推進等
- (b) 産業構造変化を見据えたスキル体系・標準の整備、スキルや学習歴のデジタル化・可視化の基盤構築等
- (c) 地域で必要な人材の育成に向けた専門学校等の教育の質向上を図る取組への支援、遠隔授業など柔軟な制度運用に関する制度改正等
- (d) 「地域人材育成構想会議」等を活用した教育機関と産業界との連携推進及び具体的な連携事例の創出
注）地域人材育成構想会議：地域ごとに、人材育成の在り方を協議する場（地方公共団体、大学、経済界等で構成）
- (e) 地域の医療・福祉、産業、インフラの維持に不可欠な質の高い人材の安定的な養成体制等の確保
- (f) 新しい産学連携の形として産学が協力して設置・運営し学位の授与を行う「契約学科」を推進
- (g) 企業版ふるさと納税等の活用を通じた産業界から地域の人材育成への投資拡大

専門学校を活用した実践的な職業人材の高度化

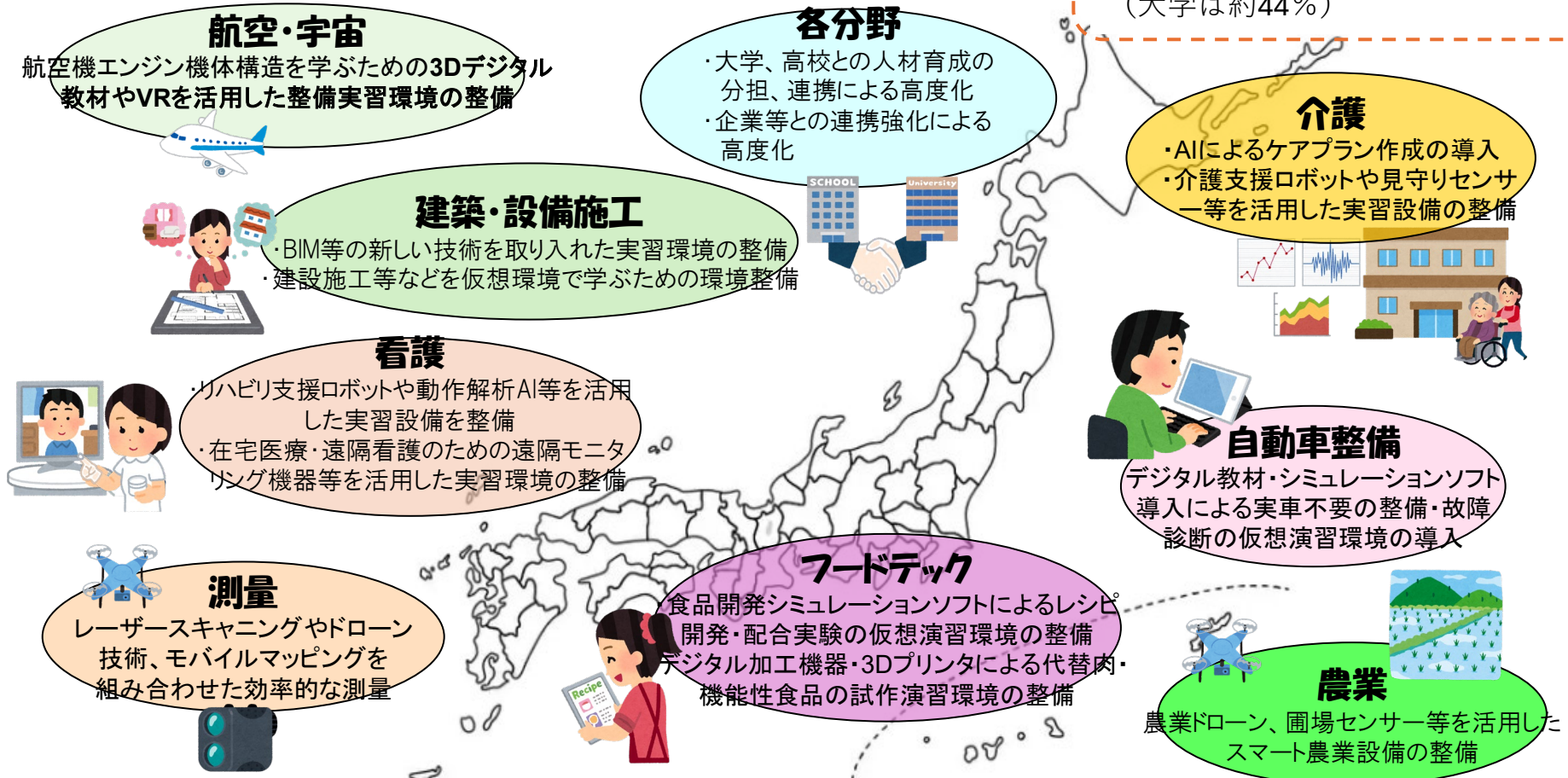
- 各地のエッセンシャル分野における**専門人材不足の深刻化**等により、各地域でこれまでと同水準の経済活動・サービスを維持するため、**AI・デジタル技術等を活用した高い生産性を実現できる人材育成**が不可欠
- 地域に必要な人材でも、需要規模が小さい、人口流出等により、教育機関における人材育成・確保が困難

都道府県等の単位で、①**産業界や地域のニーズを踏まえた人材**、②**労働生産性が高い人材**、③**地域を支える人材**、などを育成する専門学校の教育環境を整え、人事育成の高度化を実現する

※各戦略分野分科会等における人材に関する検討も反映

- 新卒の**約20% (約57万人)**は専門学校卒で、**約90%**が学んだ分野に就職
- 約67%**が県内企業に就職 (大学は約44%)

【今後専門学校の各分野で期待されるイメージ】





參考資料

専修学校を取り巻く状況とこれまでの取組

専修学校を取り巻く現状

- 令和6年6月に学校教育法の改正が行われ、専門学校において、①大学等との制度的整合性を高めるための措置、②専門課程修了者の学修継続の機会確保や社会的評価の向上のための措置、③教育の質の保証を図るための措置が講じられ、令和8年4月より施行
- 令和7年11月に設置された日本成長戦略本部においても人材育成として17分野の戦略分野が示され、文部科学大臣の下に「人材育成システム改革推進タスクフォース」を設置
専門学校についても実践的かつ専門的な職業人材育成方策について検討
- 外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策を受け、専修学校を含む留学生を受け入れる教育機関に対して、在籍管理の徹底を求められている。

これまでの検討や対応状況

- 改正学校教育法を踏まえ、以下のとおり対応
 - ①専門課程における単位制の移行、一定の要件を満たす専門課程の修了者への称号の付与等の検討を行い、学校教育法施行規則や専修学校設置基準の改正が行われ、令和8年4月より施行
 - ②自己点検評価や第三者評価における評価項目、第三者評価の実施や実施を求める対象、実施期間等について検討を行い、専修学校における学校評価ガイドラインの改訂が行われ、令和7年6月に通知
- 専修学校の現状と今後の社会の変化を踏まえた検討として、職業教育の質の向上に向けた検討や留学生について検討

今後検討を要する事項

（1）質保証・向上の取り組み

- ◆評価機関の増加や評価者育成、分野ごとの評価方法の検討
- ◆地域横断的な評価に関するノウハウの共有や所轄庁や専修学校関係団体、関連企業等と、全国各地で円滑に第三者評価を実施できる仕組みの構築 など

（2）生産性の高い人材育成

- ◆地域ごとの高等教育機関の在り方を踏まえ、専修学校において、地域に定着し、支える生産性の高い人材を産業界や自治体等と連携して育成していくための方策の検討 など

（3）留学生の適切な管理等

- ◆留学生を受け入れるにあたっては、**学校において適切に管理できることが前提**であり、留学生管理と適正な受け入れを進めていくために、国や所轄庁、専修学校関係団体等の役割を整理し、連携した取組となるような方策について検討

（4）新たに検討する事項

- ①教職員の資質向上
専修学校設置基準の改正を踏まえ、**各学校における研修状況の把握や研修充実**に向けた検討を実施
- ②遠隔授業や通信制等の在り方
遠隔授業の在り方や通信制学科との整理を検討

（4）新たに検討する事項

- ③情報公開
専修学校における情報提供等への取組に関するガイドラインの改訂も含めた検討
- ④高等専修学校
高等専修学校の質の保証・向上に向けた取組等の検討
- ⑤実践的な職業教育機関の在り方
職業実践専門課程等の文部科学大臣認定制度の充実を図るための方策検討 など